第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るために、要介護者等の自立支援を目指し、社会全体で支えることを目的としています。制度が施行されて9年が経過し、介護保険を利用する人数やサービスの利用量、特に軽度の要支援・要介護者のサービス利用が拡大するなど、制度は着実に浸透してきています。その一方で、予防給付による介護度の改善効果や給付の適正化、サービスの質に係る問題、認知症高齢者に対するケアの問題など、様々な問題も出てきています。

2015年(平成27年)には第1次ベビーブーム世代が65歳に到達する時期であることから、人口構造の急激な変化が予想されます。高齢者人口が急増することにより、それに伴う要介護高齢者の増加と認知症高齢者の増加が予想され、介護予防(生活機能の低下を未然に防止する)施策や、認知症高齢者に対応したケアの確立が重要課題となってきます。

このような状況の中で、2015年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、長期的な目標を立て、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として、介護保険制度全般の見直しを行い、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取り組みをより一層推進することが必要となります。

こうした背景のもと、志木市では、介護保険法の基本的理念を踏まえつつ、今までの介護保険事業の実績や地域特性を考慮しながら、「高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画(以後「第4期計画」という)」の策定に際しては、第3期計画(平成18~20年度)で策定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして策定します。

また、療養病床の再編成を円滑に進めるため、埼玉県が策定した地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画の内容等を第4期計画に適切に反映させ、サービス利用者の状態にふさわしい介護給付等対象サービスが提供されるようにします。

さらに、今後介護が必要になるリスクが高い高齢者に対しては、介護予防事業を計画 的にそして積極的に推進していきます。また、要介護状態が軽度である人に対しては、 介護予防サービスを効果的かつ適切に提供します。

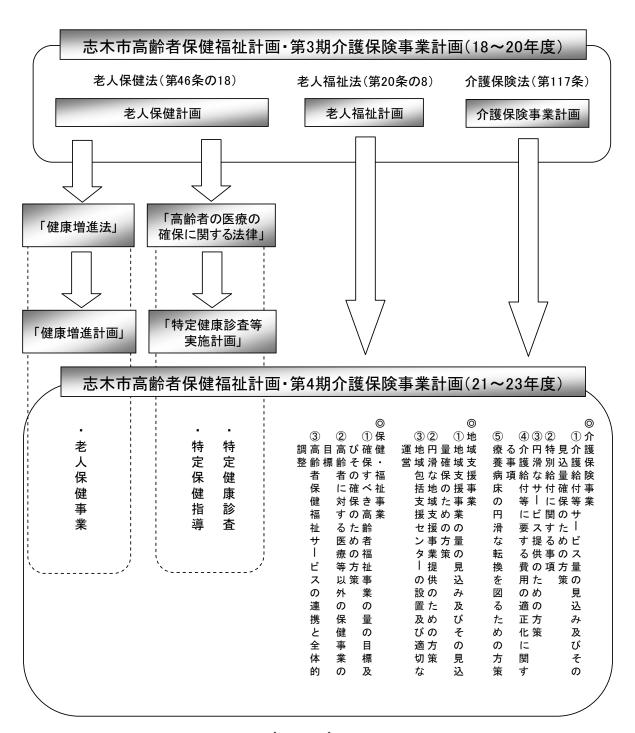
このような考え方に基づき、志木市の高齢者の皆さんが、安心・安全で元気に暮らせるような施策を実施していきます。

$\langle \rangle$

2 計画の位置づけ

本計画は、「志木市高齢者保健福祉計画」と「志木市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、第4期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有します。





(1) 「志木市高齢者保健福祉計画」の位置づけ

本市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、「第四次志木市総合振興計画」等の上位計画と調和した計画です。

また、本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画として位置づけられます。

なお、老人保健法の改正により、老人保健事業は、「健康増進法」に基づく「健康増進計画」に、また、特定健康診査等については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査等実施計画」によることとされますが、高齢者の保健事業として内包する計画としますので、「高齢者保健福祉計画」とします。

老人福祉法

第20条の8 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の 基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老 人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計 画」という。)を定めるものとする。

(2)「志木市介護保険事業計画」の位置づけ

「志木市介護保険事業計画」は、介護保険法で定められた市町村介護保険事業計画にあたるものです。

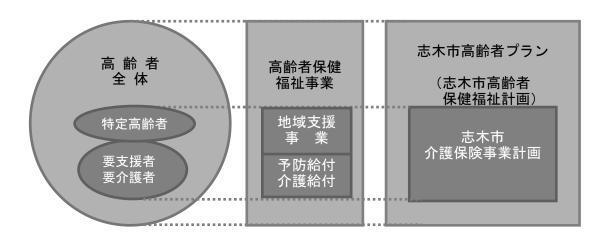
計画の名称	市町村介護保険事業計画
根拠となる法律	介護保険法第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村 が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計 画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるもの とする。

国の基本的な指針として、他の計画との関係においては、老人福祉計画と一体のものとして作成され、医療計画、地域福祉計画、都道府県医療費適正化計画、健康増進計画、都道府県住生活基本計画、その他要介護者等の保健、医療又は福祉に関する計画と調和が保たれたものとすることが必要であると謳われています。

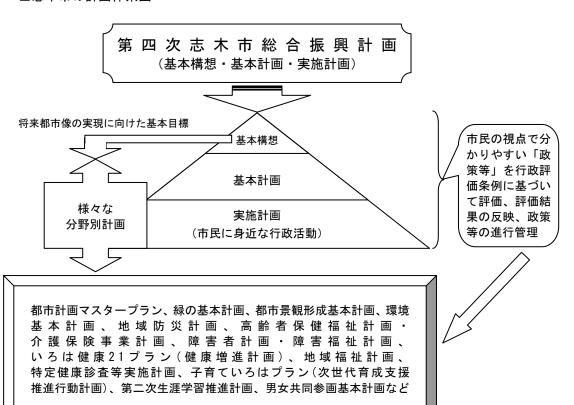
志木市介護保険事業計画は、市の総合的な計画である「第四次志木市総合振興計画」の基本構想の1つである「健康でやさしさあふれるまちづくり」の中の「高齢者福祉」にあたるものであり、「志木市地域福祉計画」及び「いろは健康21プラン」(健康増進計画)、「志木市特定健康診査等実施計画」、その他の関連計画との整合性を図ります。また、志木市介護保険事業計画は、介護給付等対象サービスや地域支援事業の見込



量とその確保策、事業費を示すとともに、サービス等の円滑な提供を図るための事業や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施及び介護給付の適正化を確保するための施策を体系的に示すものです。また、第4期計画においては、療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項を盛り込みます。



■志木市の計画体系図

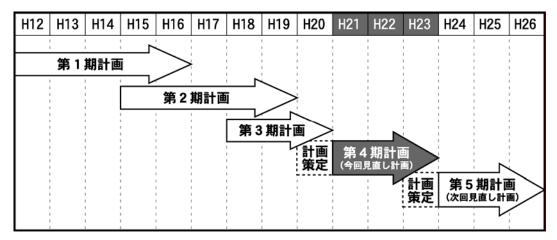




3 計画の期間

この計画は、平成17年度に策定した「第3期計画」の見直し・改定にあたるもので、「第4期計画」として、平成21年度から平成23年度までの3年を1期とする計画として作成します。

■計画の期間



注)第1期計画、第2期計画は5年を1期とし、3年ごとに見直す計画でしたが、第3期計画からは3年を1期とする計画に見直されました。第4期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階として位置づけられます。